

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正

一 用語の定義

1 「旧代表者」とは、特例中小企業者の代表者であった者（代表者である者を含む。）であつて、他の者に対して当該特例中小企業者の株式等（株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は持分をいう。以下同じ。）の贈与をしたものをいうものとする事。

（第三条第二項関係）

2 「後継者」とは、旧代表者から当該特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者（以下「特定受贈者」という。）又は当該特定受贈者から当該株式等を相続、遺贈若しくは贈与により取得した者であつて、当該特例中小企業者の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総社員の議決権の過半数を有し、かつ、当該特例中小企業者の代表者であるものをいうものとする事。

（第三条第三項関係）

3 「推定相続人」とは、相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち、被相続人の兄弟姉妹及びこ

これらの者の子以外のものをいうものとする。

(第三条第四項関係)

二 後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等

1 旧代表者の推定相続人及び後継者は、その全員の合意をもって、書面により、所要の定めをすることができる。ただし、当該後継者が所有する当該特例中小企業者の株式等のうち当該定めに係るものを除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える数となる場合は、この限りでないものとする。

(第四条第一項関係)

2 旧代表者の推定相続人及び後継者は、1の合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、所定の場合に当該後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしなければならぬものとする。

(第四条第三項関係)

三 後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等

1 旧代表者の推定相続人及び後継者は、二の1の合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該特定受贈者からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産(当該特例中小企業者の株式等を除く。)の全部又は一部について、その価額を遺留分

を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができるものとする。

(第五条関係)

2 旧代表者の推定相続人及び後継者が、二の1の合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、当該推定相続人と当該後継者との間の衡平及び当該推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定めをする場合には、当該定めは、書面によってしなければならないものとする。

(第六条第一項関係)

3 旧代表者の推定相続人及び後継者は、2の合意として、後継者以外の推定相続人が当該旧代表者からの贈与又は当該特定受贈者からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができるものとする。

(第六条第二項関係)

四 合意の効力の消滅

二の1の合意は、合意の当事者（旧代表者の推定相続人でない後継者を除く。）以外の者が新たに旧代表者の推定相続人となったときは、その効力を失うものとする。

(第十条第三号関係)

五 指導及び助言

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の経営の承継の円滑化を図るため、旧代表者、後継者その他その経営に従事する者に対して、その経営の承継の円滑化に関し必要な助言を行うものとする。

(第十五条第二項関係)

第二 小規模企業共済法の一部改正

一 目的規定の改正

この法律の目的を小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の事業の廃止、承継等につき、その抛出による共済制度を確立し、もつて小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することとする。

(第一条関係)

二 申込金の廃止

共済契約の申込みに際して添えなければならない申込金を廃止するものとする。

(第五条、第十七条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十八条第一項関係)

三 契約の解除の例外の追加

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、共済契約者が経済産業省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠った場合に、経済産業省令で定める正当な理由がある場合は、共済契約を解除しないことを追加するものとする事。

(第七条第二項第一号関係)

四 個人たる小規模企業者がその配偶者又は子に対し事業の全部を譲り渡したときの事由の見直し
個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者が、その配偶者又は子に対し事業の全部を譲り渡したときの事由を共済契約が解除されたものとみなされる事由を、共済金を支給する事由にするものとする事。

(第七条第四項、第九条第一項第一号関係)

五 掛金月額減少の要件の廃止
共済契約者からの掛金月額の減少の要件を廃止するものとする事。

(第八条第二項関係)

六 会社等の役員が六十五歳以上の任意退任の事由の見直し
会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、六十五歳以上でその会社等の役員でなくなったときの事由を、共済金を支給する事由とするものとする事。

(第九条第一項第二号関係)

七 共済金の分割支給

分割払の方法による共済金の支給期月は、毎年一月、三月、五月、七月、九月及び十一月とするものとする。

(第九条の三第三項関係)

八 遺族の範囲及び順位

共済金の支給をうけるべき遺族に、生計を維持していない親族のうち、孫の子及び兄弟姉妹の子を追加するものとする。

(第十条関係)

九 掛金納付月数の通算

個人たる小規模企業者の営む事業の経営に携わる個人が、共済金を支給する事由が生じた後一年以内に、解約手当金の支給を請求しないで再び共済契約者となる場合については、その者の申出があつたときは、前後の共済契約についての掛金納付月数を通算するものとする。

(第十三条関係)

第三 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

一 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の業務の追加

1 中小企業者の経営の承継の円滑化に関し必要な助言を行うものとする。

(第十五条第一項第二十一号関係)

2 会社又は特別の法律によつて設立された中小企業団体のうちその役員がその役員たる小規模企業者としての地位において共済契約を締結しているものに対し、その会社や中小企業団体の事業に必要な資金の貸付けを行うものとする事。

(第十五条第二項第九号口関係)

二 小規模企業共済事業に係る申込金の収納及び返還に関する委託を廃止するものとする事。

(第十七条第一項第五号関係)

第四 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定する事。

(附則第二条から第四条まで関係)